

「転びま宣言！埼玉」（職場における転倒労働災害予防）実施要領

目的

埼玉県内の休業4日以上之死傷災害は、近年増加傾向にあり、中でも転倒労働災害がその約4分の1を占め、年々増加傾向にある。これは全国の労働災害と同様の傾向である。それに加え転倒による怪我の約4割が休業1か月以上となっている。

転倒労働災害が増加している要因として、労働者の高齢化がある。

高齢になると重量物を運ぶような作業は難しいため、サービス業などの第三次産業に就く傾向があり、第三次産業は当行政の指導が行き届いておらず安全衛生対策の取り組みが遅れている。そのため、安全衛生対策が十分でない職場環境で高齢者が働くことが、転倒労働災害の増加につながっている一因となっている。転倒労働災害は男性よりも女性の方が多く発生している。

このことから、転倒労働災害防止対策を強化し、労働災害件数を減少に転じさせることが喫緊の課題となっており、埼玉第14次労働災害防止計画の重点事項の一つとなっている。

このため、転倒労働災害に関して、事業場の安全意識の醸成及び効果的な推進を図ることを目的とした「転びま宣言！埼玉」を実施する。

実施内容

1 参加表明し宣言をする

労働局への参加表明（WEB利用）する。

当局ホームページから宣言証をダウンロードし、社内掲示のほか可能であれば自社のホームページに掲載

登録事業場は当局ホームページに会社名と所在地（市町村名まで）掲載

2 転倒労働災害の減少を目指し取組を各事業場で行う

3 結果報告

宣言をした事業場から取組の結果を宣言から6か月経過後に取組状況のアンケート（WEB利用）に回答する。

4 好事例の発信

取り組み状況のアンケートから好事例を収集し、事例集等を作成し、ホームページに掲載する。

広報

本件の実施について、広報する。